

一般医療機関（病院、診療所）及び休日診療所では新型コロナウイルスの

PCR（遺伝子増幅）検査はできません

2020年3月6日に新型コロナウイルスについてのPCR検査が保険適用となりました。

しかし、厚生労働省からの通知により、外来診療においてPCR検査のための検体採取が

実施できるのは、「帰国者・接触者外来」及び「帰国者・接触者外来と同様の機能を

有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」

だけに限られています。（<https://www.mhlw.go.jp/content/000604472.pdf>）

したがって、一般の医療機関（病院、診療所）及び休日診療所で新型コロナウイルスの

PCR検査を実施することや、検査のための検体（咽頭拭い液及び鼻腔拭い液）の採取を

することはできませんので、あらかじめご了承ください。

大阪府新型コロナウイルス関連サイト：<https://covid19-osaka.info/>